

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

個別項目

- IT を活用した情報共有や業務のデジタル化を通じ、取引先と連携してサプライチェーン全体の生産性向上に取り組めます。共通 EDI の構築やデータの相互利用に加え、サイバーセキュリティ対策に関する助言・支援を行い、サプライチェーン全体のリスク低減を図ります。
- 取引先と協力し、サプライチェーン全体での脱・低炭素化を推進します。第三者評価等の活用を通じた改善支援や、温室効果ガス排出量の可視化・削減に向けた取組を後押しします。
- 取引先災害時の事業継続計画（BCP）策定の助言、支援を推進します。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託業事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組めます。

当社が関わるサプライチェーン全体の共存共栄のため、直接の取引先をはじめ、サプライチェーン全体へのパートナーシップ構築宣言の普及を図ります。

2024 年 11 月 1 日
(改正：2025 年 8 月 31 日)
(改正：2026 年 4 月 1 日)
(改正：2026 年 6 月 1 日)

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。